

北海道立総合博物館条例

平成26年10月14日
条例第91号

北海道立総合博物館条例をここに公布する。

北海道立総合博物館条例

目次

- 第1章 設置及び管理（第1条—第19条）
- 第2章 北海道立総合博物館協議会（第20条—第27条）
- 附則

第1章 設置及び管理

（設置）

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

（総合博物館に置く施設）

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館（以下「本館」という。）
- (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）

（事業）

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	<p>ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。</p> <p>エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。</p> <p>オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。</p> <p>キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。</p> <p>ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。</p>
2 開拓の村	<p>ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p>

	ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。
3 ふれあい交流館	ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。 ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。 エ 自然に関する情報提供を行うこと。 オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。

2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。
(指定管理者による管理)

第5条 総合博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(利用日及び利用時間)

第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用（別表第2に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 北海道百年記念塔前駐車場
- (2) 北海道開拓の村前駐車場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。
- (2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

（開拓の村建物等の使用の承認等）

第12条 開拓の村建物等（開拓の村の建物（管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。）及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）並びに入口広場をいう。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

（特別観覧等の承認）

第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写（以下「特別観覧」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写（以下これらを「特別利用」という。）を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別観覧等の方法等）

第14条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

（模写品等の刊行等の承認）

第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

（資料の貸出しの承認）

第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

（1） 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

（2） 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

（指定管理者の指示等）

第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。

（知事による管理）

第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで（第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（規則への委任）

第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 北海道立総合博物館協議会

（設置）

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第23条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）博物館に関する知見を有する者
- （3）アイヌ民族文化に関する知見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第24条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第26条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第27条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例(平成6年北海道条例第4号)
 - (2) 北海道立開拓記念館条例(昭和46年北海道条例第4号)
(北海道立開拓記念館条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立開拓記念館条例(以下「旧条例」という。)第11条、第14条第2項又は第17条第2項の規定により指定管理者がした承認は、それぞれ、第12条第1項、第13条第2項又は第16条第2項の規定により指定管理者がした承認とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項、第16条又は第17条第1項の規定により知事がした承認は、それぞれ、第13条第1項、第15条又は第16条第1項の規定により知事がした承認とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請で、この条例の施行の際承認をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この条例の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。
(北海道個人情報保護条例及び北海道情報公開条例の一部改正)
- 6 次に掲げる条例の規定中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。
 - (1) 北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第44条第2項
 - (2) 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)第23条

別表第1(第7条関係)

区分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで(月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2(第8条、第11条関係)

- 1 本館に展示する資料を観覧する場合
 - (1) 常設展示を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,000円	1人につき 850円

- (2) 特別展示(本館が開催する特別展示に限る。(3)において同じ。)を観覧する場合

区分	利用料金の上限額
----	----------

	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,000円	1人につき 850円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	690円	1人につき 510円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,800円	1人につき 1,420円

- 2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合
1回につき 280円
- 3 本館の特別展示室を利用する場合
1日につき 70,900円
- 4 開拓の村に入場する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,060円 1人につき 950円
	冬期	950円 1人につき 890円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	夏期	1,440円 1人につき 1,180円
	冬期	1,180円 1人につき 950円

- 5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区分	利用料金の上限額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき 230円
2 15歳以上の者	1人1回につき 500円

- 6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき 620円
乗用車	1回1日につき 300円
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき 200円

備考

- 1 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。